

食物アレルギーをもつ児童生徒への対応について

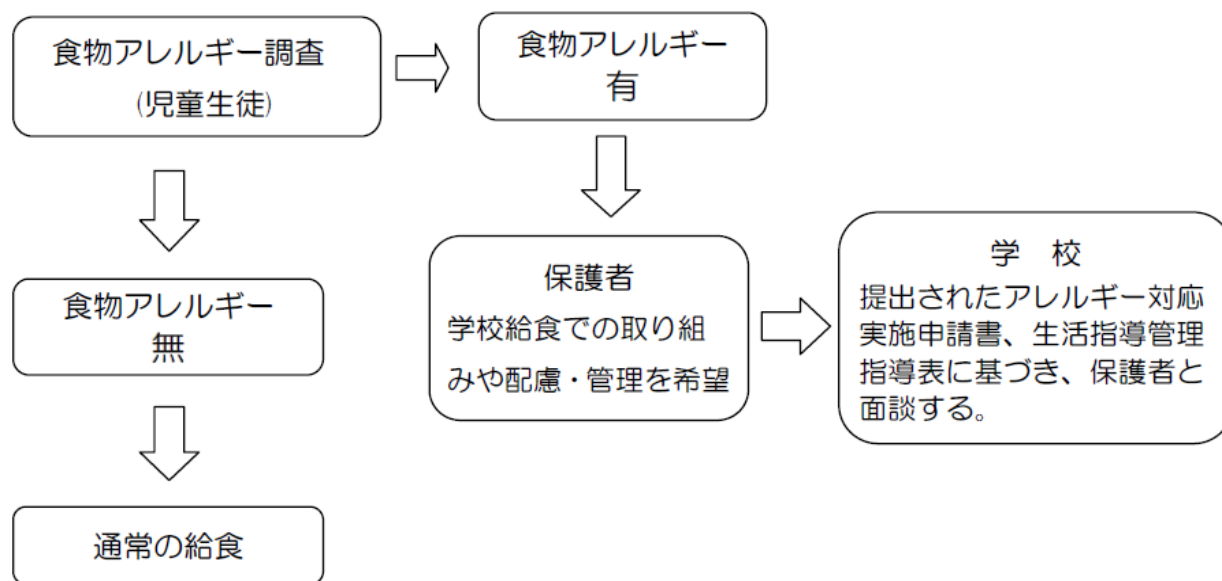
那覇市教育委員会作成の「学校給食における食物アレルギー対応の手引き(以下手引き)」に基づき対応を行います。

学校給食対応実施の基準(手引より引用)

- ①医師の診断により食物アレルギーと診断され、学校給食で配慮や管理が必要であると指示されていることを基準とする。
- ②当該児童生徒の家庭において原因食物を除いた食事等を摂取するなどの対応を行っていることを前提とし、家庭で行っている対応以上の対応は行わないものとする。
- ③アレルゲンが除去困難または代替食となる食物が入手困難な場合は、完全弁当または、一部弁当対応するものとする。
- ④各調理場の状況を考慮し、対応可能な範囲で実施する。

小禄給食センターの調理対応可能な範囲は、卵除去のみ12名まで受け入れ可能となっています。H26年度は9名の卵除去対応を行っています。

学校給食における対応決定までの流れ(手引きより引用)



～学校生活での配慮や管理を必要とする条件～

1. 過去1年の間に、食物摂取によるアレルギー反応がでるなど食物アレルギーと診断を受け、医者から学校での配慮・管理を実施する必要があると判断された。(生活管理指導表またはそれに準じた診断書がある)
2. 過去1年から現在において、医師の診断に基づいて家庭でも食事や生活上で配慮や管理を確実にしていること。

食物アレルギー対応について、下記のことにご理解ください。

- ・小祿給食センターは大規模調理場であるため、除去食調理の個別対応が難しい現状にあります。
- ・アレルギー対応の基本は献立表対応で、詳細献立表を本人または保護者の方が確認し対応することをお願いしています。
- ・アレルギー症状の既往があり、給食を含めた学校生活における配慮（教職員の周知、有事の際の対応、一部または完全弁当の持参、牛乳の停止、卵除去食など）を希望する場合は申請書の提出と面談を行うこととなっています。
- ・卵除去食の受け入れは、前年度の児童生徒の継続希望を優先し、定員に空きがある場合に限り新規の受け入れを行っています。
- ・卵の除去食提供と牛乳の停止を行う場合は、医師の診断書（学校生活管理指導表）の提出を必要とし、費用は自己負担となっています。
- ・上記の卵と牛乳の対応以外についても、学校生活における配慮を必要とする場合は

子ども達が安心して楽しい給食時間を過ごせるようセンター職員一同力を合わせて給食づくりに努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

